

議案参考資料

[令和2年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

教育総務課 庶務係

議案名

議案第2号 桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例案

趣旨・目的

組織機構改革を実施するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)」第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を制定しようとするものです。

概要

- 1 教育委員会の職務権限に属する以下の事務を市長が管理及び執行するため、法の規定に基づき新たに条例を定めるものです。
 - (1) 青少年の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
 - (2) スポーツに関すること(学校における体育並びに新里地区及び黒保根地区における社会体育に関するものを除く。)
 - (3) 文化財の保護に関すること(桐生市伝統的建造物群保存地区、桐生市近代化遺産絹撚記念館及び桐生市有隣館に関することに限る。)
- 2 組織機構改革の実施に伴い、関係する教育委員会に係る条例(11本)について、文言整理その他所要の改正を行うものです。

(施行期日：令和2年4月1日)

背景・経過

市役所の組織については、これまでも社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるよう、常に見直しを行ってまいりました。

本条例は、政策実現を推進するために効果的・機動的な組織運営へ改革し、市民サービスの更なる向上を図るための組織の構築に向け、令和2年4月1日付けの組織機構改革を行うに当たり制定するものです。